

第1四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	埋立地における浸水対策用ゲート簡易監視システム運用保守業務委託（長期継続）	情報処理	株式会社トリックスター	6,072,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
2	大阪港防潮扉集中監視設備保守点検業務委託	機械設備等保守点検	横河ソリューションサービス株式会社	10,890,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
3	令和7年度 工事台帳管理システム保守業務委託	情報処理	株式会社インテック	1,972,300	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	－
4	令和7年度 設計積算システム共通クラウド基盤移行業務委託	情報処理	東芝デジタルソリューションズ株式会社	1,353,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	－
5	令和7年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	3,393,500	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	－
6	令和7年度 設計積算システム運用保守業務委託	情報処理	東芝デジタルソリューションズ株式会社	25,355,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	－
7	大阪港湾局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続	その他	株式会社大阪ガスファシリティーズ	1,738,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
8	夢咲トンネル維持管理業務委託 長期継続	施設保守点検整備	阪神高速道路株式会社	2,282,390,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	－
9	令和7年度 港湾業務情報システム共通クラウド基盤移行業務委託	情報処理	株式会社WorkVision	10,769,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	－
10	令和7年度 港湾業務情報システム（基盤及び共通クラウド基盤）保守業務委託	情報処理	株式会社WorkVision	1,155,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	－
11	令和7年度 大阪市準公営企業財務会計システム機種更新業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ九州	171,628,380	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	○
12	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C2）ゲートオープン時間延長業務委託	その他	商船港運株式会社	2,305,600	R7.4.8	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	－

第1四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
13	新木津川大橋外3箇所道路情報板等保守点検業務委託	機械設備等保守点検	ミナモト通信株式会社	2,310,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
14	令和7年度夢洲コンテナ車両誘導警備業務委託	警備	ウオーターフロントサービス株式会社	10,980,750	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
15	安治川11号上屋外5箇所電気設備保守点検その他業務	機械設備等保守点検	株式会社東洋埠頭青果センター	9,218,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
16	咲洲国際船客上屋外3箇所昇降機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	株式会社日立ビルシステム	15,899,400	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
17	咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモ中央線）昇降機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	日本エレベーター製造株式会社	1,013,100	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
18	咲洲ペDESTリアンデッキ（トレードセンター前駅）外1箇所昇降機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベーター株式会社	2,871,880	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
19	咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモスクエア駅東口）外2箇所昇降機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	三精テクノロジーズ株式会社	2,890,800	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
20	夢洲地区土地造成監理支援業務委託（その2）	建設コンサルタント	一般財団法人港湾空港総合技術センター	491,920,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
21	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル(C1,C2-4,C11)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	株式会社辰巳商会	16,259,100	R7.4.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
22	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル(C6)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	株式会社住友倉庫	5,809,210	R7.4.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
23	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル(C1,C7)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	山九株式会社	11,584,540	R7.4.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
24	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル(C8)ゲートオープン時間延長業務委託（その2）	その他	株式会社上組	6,841,340	R7.4.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-

第1四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
25	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル(C9)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	三井倉庫港運株式会社	6,055,500	R7.4.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	－
26	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル(C9)ゲートオープン時間延長業務委託（その2）	その他	三菱倉庫株式会社	9,683,630	R7.4.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	－
27	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル(C10-12)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	株式会社住友倉庫	19,958,950	R7.4.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	－
28	大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル(C8)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	日東物流株式会社	8,867,100	R7.4.7	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	－
29	令和7年度大阪港船舶安全支援業務委託	その他	株式会社東洋信号通信社	215,391,000	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
30	令和7年度南港L岸壁及び天保山岸壁における船舶給水業務委託（単価契約）	その他	有限会社コスモ商運	11,694,650	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
31	令和7年度 夢洲コンテナ車両待機場所及び夢洲コンテナ車両待機場仮設トイレし尿収集運搬業務委託（単価契約）	廃棄物処理	ミザック株式会社	1,267,200	R7.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
32	夢咲トンネル監視システム運用保守業務委託（長期継続）	情報処理	株式会社NTTデータ関西	18,150,000	R7.5.8	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
33	船舶動静システムNACCS更改改修業務委託	情報処理	株式会社 日立製作所	1,067,000	R7.5.30	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	－
34	令和7年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その2）	運行代行	阪九フェリー株式会社	2,662,000	R7.6.12	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－

随意契約理由書

1 案件名称

埋立地における浸水対策用ゲート簡易監視システム運用保守業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社トリックスター

3 随意契約理由

本運用保守業務委託は、浸水対策用ゲート簡易監視システムを正常かつ円滑に稼働する状態を保持するために、保守および動作の不具合の解消等を行うものである。

本システムは、上記業者が令和3年度にシステム設計、運用に至るまでを一貫して行ったものであり、開発業者である同社のパッケージソフトがベースとなっていることから、ソースコードの知的財産権は同社が所有している。また、その公開もしておらず、他業者が不具合の修正を行うことができないため、上記業者が本業務を履行することが出来る唯一の業者である。以上の理由により、同社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部 海務課（防災保安）

1 案件名称

大阪港防潮扉集中監視設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、大阪港防潮扉の集中監視設備を正常かつ円滑に稼働する状態に保持するために行うものである。

当該集中監視設備は、水門や防潮扉の開閉状況を確認する装置であるとともに、台風時の高潮や地震による津波での災害が想定される非常時には、防潮扉管理者に対して閉鎖指令を行うための装置であり、防潮扉及び水門への「閉鎖、開放指令の伝達」、「その作業の確認」、並びに「防潮扉状態の把握」を行うため、現場に端末局を置き、監視局から無線により短時間に指令、確認、防潮扉状態などの情報を送受信し、集中監視を行う。

本集中監視設備は、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、上記業者がシステム設計、機器製作から据付工事に至るまでを一貫して行ったものである。

本設備のシステム、機器及び構成には製造者独自の技術が用いられており、その詳細について他社への情報提供ができないため、システム構築及び機器製作を行った上記業者でなければ、システム構成や各構成機器の詳細等が分からないため、上記業者が本業務の履行を行うことが出来る唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

1 案件名称

令和7年度 工事台帳管理システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社インテック

(開発 T I S 株式会社)

3 随意契約理由

本業務は工事台帳管理システムを円滑に運用するにあたり、システム機能を適切に維持し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するために、動作の不具合解消、仕様変更による機能追加等の軽微なプログラム改修を行うものである。

本システムは、平成18年度にT I S株式会社によって、大阪市港湾局向けシステム開発されたものである。上記業者は、当該システムを構築したT I S株式会社から令和3年4月1日付け、事業譲渡を受けた保守点検業者であるとともに、事業譲渡を受けて以降、ソースコードの知的財産権は上記業者が所有しているため、他の業者が本システムの不具合解消や機能追加等のプログラム改修を行うことは不可能であることから、上記業者が本業務を履行できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課（工務）

1 案 件 名 称

令和7年度 設計積算システム共通クラウド基盤移行業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルソリューションズ 株式会社

3 随意契約理由

本業務は令和7年度に港湾業務情報システムが共通クラウドへ移行することに伴い、共通クラウドで積算システムを利用するために共通クラウドへ移行するための業務である。

本システムは、平成20年度大阪港港湾情報システムに関する設計積算システム改良業務にて上記業者の製品を本市向けに改良し構築したものであり、ソースコード（プログラミング言語で記述されたテキスト等）の知的財産権は上記業者が所有しているため、他者が本システムのクラウド化業務に当たりデータ移行・改変等を行うことは不可能であることから、上記業者が本業務を履行できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記法人を相手方として随意契約するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

1. 案件名称

令和7年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3. 随意契約理由

当局並びに建設局・中央卸売市場においては、効率的な準公営企業会計の財務処理と財務諸表の整理・作成を行うことを目的として、準公営企業財務会計システム（以下、「システム」という。）を平成24年4月から運用しているところである。

本業務は、当該システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守を行うものである。

本システムは、株式会社 NTT データ関西（以下、「同社」という。）が保有するパッケージソフトを基に、設計・プログラミングし、開発したものであり、本業務を行うには同社が保有するノウハウ・技術を有していることが必要である。そのため、当該事業者以外に履行させた場合、責任の所在が不明瞭になる等、システム運用に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪港湾局 総務部 経営改革課（港営事業会計）

1 案 件 名 称

令和7年度 設計積算システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルソリューションズ 株式会社

3 随意契約理由

本業務は令和7年度において設計積算システムの運用に必要な各種単価及び積算基準データの更新を行うとともに、システム機能を適切に維持し安定かつ円滑な稼働環境を保持するため、システム障害や端末機操作に関する不具合対応及び積算基準改定に伴うプログラムの改変を行うものである。

本システムは、平成20年度大阪港港湾情報システムに関する設計積算システム改良業務にて上記業者の製品を本市向けに改良し構築したものであり、ソースコード（プログラミング言語で記述されたテキスト等）の知的財産権は上記業者が所有しているため他者が本システムの運用保守に当たりプログラムの改変等を行うことは不可能であることから、上記業者が本業務を履行できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者を相手方として随意契約するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

1 案件名称

大阪港湾局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局総務部総務課

随意契約理由書

1 案件名称

夢咲トンネル維持管理業務委託 長期継続

2 契約の相手方

阪神高速グループ連合体 代表者 阪神高速道路株式会社

3 随意契約理由

本業務の内容は、臨港交通施設である夢咲トンネル道路部（国有港湾施設）の交通監視・規制及び安全対策、並びに施設等の清掃・保守点検・補修等、施設の管理運営に係る業務である。

夢咲トンネルと大阪港咲洲トンネル（以下「両トンネル」という。）は、咲洲地区での地上区間を挟み、近距離で連結される同類施設であることから、両トンネルへの進入禁止や通行規制などの交通情報を正確に伝達し、事故や緊急時における対応を行う等の通行車両の安全確保を図るため、夢咲トンネル咲洲側換気所において両トンネルを一元的に監視制御する仕組みとなっている。

そのため、大阪港咲洲トンネルの指定管理者を公募する際に、夢咲トンネルの管理運営に係る業務委託契約を締結することを条件としており、指定管理予定者選定委員会及び市会の議決を経て、阪神高速グループ連合体を指定管理者として令和6年12月24日に新たに指定した。（指定管理期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日）

以上の理由により、本業務を含む指定管理期間における本施設の管理運営業務委託の契約相手方については、大阪港咲洲トンネルの指定管理者である上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 施設管理課

1 案件名称

令和7年度 港湾業務情報システム共通クラウド基盤移行業務委託

2 契約の相手方

株式会社W o r k V i s i o n

3 随意契約理由

本業務は、港湾業務情報システム（以下「システム」という。）について、現在のサーバ等による機器類から大阪市の共通クラウド上において同様の運用と操作を行えるようにするため、共通クラウドへのシステム移行を行う業務であり、今までと同様な良好な運用状態とするために必要な検証及び動作確認、運用操作等を実施し、問題となる障害や操作不良発生時の原因を突き止めてこれを除去しシステムを使用するために必要な情報管理を含む移行業務を実施するものである。

本システムには、大阪港湾局が独自に構築した設計積算システム（以下「各業務システム」という。）や、設計積算等の作業に必要な多くのアプリケーションが組み込まれているものであるとともに、庁内情報ネットワークの回線（以下「回線」という。）を使用していることから、日常業務や使用回線の運営に支障を来すことがないよう、安全性、信頼性を確保し、適切に運用できる必要がある。

したがって、本業務の実施にあたっては、システムの構成やその動作を理解し、回線への接続条件等を知ることが必要不可欠である。

上記業者は、このシステムを一から構築し、システムの構成や運用内容、使用回線への接続条件等の総合調整も行っており、独自の技術によるシステムを総合的に知悉していることから、本業務を適切に実施できる唯一の業者である。

上記のことから、独自システムを運用する本業務に関して、他の業者契約し実施することは技術的に不可能である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

1 案件名称

令和7年度 港湾業務情報システム(基盤及び共通クラウド基盤)保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社W o r k V i s i o n

3 随意契約理由

本業務は、港湾業務情報システム（以下「システム」という。）の良好な運用状態を保持するために必要なシステムの調整（問い合わせや相談等）、障害発生時の調査・原因の切り分け・回復作業支援並びにシステムを使用するために必要な情報管理を含む保守業務を実施するものである。

本システムには、大阪港湾局にて独自に使用している設計積算システム及び工事台帳管理システム（以下「各業務システム」という。）や、設計積算等の作業に必要な多くのアプリケーションが組み込まれているものであるとともに、庁内情報ネットワークの回線（以下「回線」という。）を使用していることから、日常業務や回線の使用に対して支障を来すことがないよう、安全性、信頼性を確保し、適切にシステムの保守を行う必要がある。

また、障害発生時等においては、各業務システムの保守業務受注者並びに回線管理者等と連携を行い、障害等の状況や影響範囲等を調査したうえで、その原因を切り分けて、回復作業を的確かつ迅速に実施する必要がある。

したがって、本業務の実施にあたっては、システムの構成やその動作を理解し、障害対応の際にも正しい操作や対処ができ、使用回線への接続条件等を知っていることが必要不可欠である。

上記業者は、このシステムを一から構築し、システムの構成や使用回線への接続条件等の総合調整も行っており、独自の技術によるシステムを総合的に知悉していることから、本業務を適切に実施できる唯一の業者である。

上記のことから、独自システムを運用する本業務に関して、他の業者が契約し実施することは技術的に不可能である。

以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

1. 案件名称

令和7年度 大阪市準公営企業財務会計システム機種更新業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 NTT データ九州

3. 随意契約理由

大阪市準公営企業財務会計システムは、建設局・大阪港湾局・中央卸売市場の準公営企業財務会計における事務を円滑に行うために導入し、3局の協議をもって運用・保守を行っている。

本件業務委託については、現行サーバOS（Windows Server 2016）が令和9年1月12日にサポート期限を迎えるにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、サーバOS及びミドルウェアのバージョンアップを完了し、脆弱性対応を継続して実施していくため行うものである。また、オンプレミス環境で稼働している本システムを大阪市共通クラウド基盤（Microsoft Azure）に移行することから、現行システムでの業務内容、プログラム内容、データ構造、ネットワーク等を熟知している業者でないとその対応は不可能である。

本システムは株式会社 NTT データ九州が開発したパッケージソフトを基に株式会社 NTT データ関西が設計・プログラミングし、構築及び保守を行ってきた。しかし、株式会社 NTT データ関西は現行サーバOSのサポート終了をもって事業から撤退するため、令和8年4月に株式会社 NTT データ九州へ事業承継する予定である。現行システムを機種更新することから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5. 担当部署

大阪港湾局 総務部 経営改革課（港営事業会計）

1 案件名称

請第 2208 号 大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C2）ゲートオープン
時間延長業務委託

2 契約の相手方

商船港運株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：8:00～8:30）及び昼休み時間帯（平日：11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

新木津川大橋外 3 箇所道路情報板等保守点検業務委託

2 契約の相手方

ミナモト通信株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、新木津川大橋及び常吉大橋、夢舞大橋の 3 橋における各橋梁上の路面状態や風速を常時監視し、車両の通行止めや注意喚起を行うための道路情報板等が良好に動作するように保守点検を行うものである。

本設備の機器調整・障害・クレーム・保守点検業務については、平成 27 年 5 月 15 日より製造者であるコイト電工株式会社からミナモト通信株式会社に業務移管している。

本設備の各装置及び制御システムは、製造者が独自の技術を用いて製作したものであり、その詳細について他社への情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行ができない。

以上の理由により上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

1 案件名称

令和7年度 夢洲コンテナ車両誘導警備業務委託

2 契約の相手方

ウォーターフロントサービス株式会社

3 随意契約理由

夢洲地区においては、万博開催に向けた物流交通対策として、万博工事期間中及び万博開催時にコンテナ車両が幹線道路上に滞留しないようにするために、コンテナ車両待機場所の整備工事を進め、令和6年11月18日にすべての整備が完了し、使用を開始している。令和7年度も引き続き当該待機場所については、コンテナ車両の円滑な通行を確保するための誘導を行う必要があり、本業務において警備員を配置するものである。

コンテナ車両の交通誘導にあたっては、車種（実入コンテナ搬出入車両、空コンテナ搬出入車両）及びコンテナの外装に記載のある船会社名等からコンテナ車両がどのコンテナターミナルへ向かうものであるか判断できる知識を有し、ドライバーに安全かつ正確な交通誘導指示を行わなければならない。さらに、コンテナターミナル側の警備員及びゲート作業員等と連携し、リアルタイムに情報連絡を行い車列が輻輳しないよう安全かつ正確に交通誘導指示を出す必要があり、情報伝達の齟齬や輻輳が生じないよう情報系統を最小限に構成しなければならない。

よって、このような知識や情報、警備員及びゲート作業員との情報共有は、コンテナ車両を安全かつ正確に交通誘導するには必要不可欠であるため、夢洲のターミナルオペレーターである夢洲コンテナターミナル株式会社から委託され、交通誘導を実施している上記業者が履行することのできる唯一の業者である。以上の理由により、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

安治川 11 号上屋外 5 箇所電気設備保守点検その他業務委託

2 契約の相手方

株式会社東洋埠頭青果センター

3 随意契約理由

本業務対象施設の電気設備は、大阪市所有分・上記業者所有分・共用分が複合した自家用電気工作物となっている（安治川 11、1 号上屋、北港白津 1、2 号上屋の受変電設備は、本市と上記業者の共用設備、安治川 2、12 号上屋は、受変電設備が上記業者の所有設備で、本市所有の分電盤に送電している）。

自家用電気工作物設置者は、電気事業法により技術基準維持義務、保安規程の作成及び遵守義務などが定められており、自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任しなければならない。

また、北港白津 2 号上屋は、契約電力の値が本市自家用電気工作物保安規程の定められた値以上であるため、選任した電気主任技術者の常駐が義務付けられている。

さらに、安治川 11 号上屋は、過去の波及事故により監督官庁から選任した電気主任技術者を常駐させるよう指導を受けている。しかしながら、本市の職員では常駐を行う電気主任技術者を配置することが出来ないため、本業務対象施設の使用許可の付帯条件にて、上記業者が本業務委託により電気主任技術者を誠実に履行することとしている。

さらに、本業務対象施設には植物検疫のため防疫を行う、くん蒸処理特有の設備があり、点検・検査・調整等を実施するには、くん蒸処理設備を熟知している必要がある。

また、電気系統的に連結する上記業者の所有設備や本市との共同所有設備があり、分離して個々に点検を行うことは不可能である。

よって、技術者を配置し、設備全体を一括して点検することが出来る上記業者が本業務の履行を行うことが出来る唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

1 案件名称

咲洲国際船客上屋外 3 箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲国際船客上屋外 3 箇所に設置されている昇降機について、建築基準法 第 8 条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかにできることが必要である。

上記業者は、当該設備を納入した株式会社日立製作所から事業譲渡を受けて以降、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモ中央線）昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモ中央線）に設置されている昇降機について、建築基準法 第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかにできることが必要である。

上記業者は、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

1 案件名称

咲洲ペデストリアンデッキ（トレードセンター前駅）外1箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲ペデストリアンデッキ（トレードセンター前駅）外1箇所に設置されている昇降機について、建築基準法 第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかにできることが必要である。

上記業者は、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

1 案件名称

咲洲ペデストリアンデッキ（コスモスクエア駅東口）外2箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲ペデストリアンデッキ（コスモスクエア駅東口）外2箇所に設置されている昇降機について、建築基準法 第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかにできることが必要である。

上記業者は、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

1 案件名称

夢洲地区土地造成監理支援業務委託（その2）

2 契約の相手方

一般財団法人 港湾空港総合技術センター

3 随意契約理由

本業務委託は、夢洲地区における国際観光拠点形成に向けた工事（以下、夢洲関連工事）が本格化する中、土地造成の主体となる大阪港湾局として、各事業主体との調整を行う必要があるとともに、夢洲における適正な土地造成監理の円滑な執行を支援する業務を委託するものである。

本業務のIR工事の土地課題対策に関する支援業務は、IR事業者の施設整備に影響を及ぼす地中障害物撤去、土壌汚染対策、液状化対策等の土地課題対策工事について、土地所有者として市が費用負担することから、IR事業者より工事の実施に伴い順次提出される施工計画書や実施見積書に対し、経済性、適正履行の確保を踏まえた精査と確認を行い、市が合理的に満足する内容となるよう、IR事業者をはじめ、土地課題対策を請負う工事施工業者3社と交渉・協議を行い、負担額について確認・認定する業務である。併せて、土地課題対策工事の施工過程においても、施工内容と実施見積り内容に不合理な内容が含まれていないか精査を行うとともに、適正履行の確認を随時行う業務である。

さらに、夢洲地区の竣工区域は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）に指定されており、夢洲内での建設残土は夢洲内で処分するために、夢洲1区及び2区（未竣工地）の汚染土壌処理施設において、同法に基づき適切に受入れを実施する必要がある。建設残土の受入れは、主にIR工事の土地課題対策における土壌汚染対策等の建設残土であり、円滑に夢洲内での残土処分を実施するためには、IR工事の土地課題対策と埋立地処分地管理業務を一元的に管理し、IR土地課題対策工事との調整を行う必要がある。

業務の実施にあたっては、国土交通省港湾局が策定している港湾請負工事積算基準に関する知識と、港湾工事の施工監理に関する知識が必要不可欠であるが、上記業者は、港湾請負工事積算基準書の改定業務を実施しているとともに、近畿地方整備局の工事における積算の発注者支援業務を全て実施している業者である。

また、令和4年7月のIR事業にかかる住民監査請求の監査結果での指摘（付言）を踏まえ、土地課題対策工事の施工にあたっては、施工業者から提示されるその費用の妥当性について、精査を行うことが求められており、より十分な確認体制を整備する必要がある。本業務のIR工事の土地課題対策に関する支援業務は、令和4年度より継続して実施しているところであり、本業務において実施する工事内容の変更や精算変更に伴う確認・認定

を行う業務は、当初の実施施工計画や実施見積書の確認・認定業務と密接不可分の関係にあり、令和4年度より実施している上記業者以外に履行させた場合、業務の瑕疵にかかる責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるものである。

以上の理由により、上記業者を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課（環境保全）

1 案件名称

大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C1,C2-4,C11）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

株式会社辰巳商会

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：7:30～8:30（C1,C2-4）、8:00～8:30（C11））及び昼休み時間帯（平日：11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C6）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

株式会社住友倉庫

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：8:00～8:30）及び昼休み時間帯（平日：11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C1,C7）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

山九株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：7:30～8:30（C1）、8:00～8:30（C7））及び昼休み時間帯（平日：11:30～13:00（C1））において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C8）ゲートオープン時間延長業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社上組

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：8:00～8:30）及び昼休み時間帯（平日：11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C9）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

三井倉庫港運株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：8:00～8:30）及び昼休み時間帯（平日：12:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C9）ゲートオープン時間延長業務委託（その2）

2 契約の相手方

三菱倉庫株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：8:00～8:30）及び昼休み時間帯（平日：12:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C10-12）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

株式会社住友倉庫

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：8:00～8:30）及び昼休み時間帯（平日：11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

大阪・関西万博開催に伴うコンテナターミナル（C8）ゲートオープン時間延長業務委託

2 契約の相手方

日東物流株式会社

3 随意契約理由

大阪港のコンテナターミナルは、咲洲（C1、C2、C3、C4、C6、C7、C8、C9）及び夢洲（C10、C11、C12）に計 11 箇所あり、各ターミナルの通常のゲートオープン時間は平日 8:30～11:30 及び 13:00～16:30、土曜日 8:30～11:30 である。

本業務は、大阪・関西万博開催に伴う万博関連車両等と物流関連車両との輻輳により、通常のコンテナターミナルゲートオープン時間内にコンテナターミナルへ到着できないコンテナ車両が、万博会場付近の幹線道路上に滞留し、一般交通などへ影響を与える可能性があることから、通常はゲートクローズされている早朝時間帯（平日および土曜：7:30～8:30）及び昼休み時間帯（平日：11:30～13:00）において、ゲートオープン時間延長を実施し、来訪したコンテナ車両をコンテナターミナルに引き込むこと及びコンテナターミナルへ向かう時間帯を分散化させることで、コンテナ車両の幹線道路上での滞留を抑制するものである。

本業務実施にあたり、コンテナターミナルゲートの時間延長を実施できるのは、コンテナターミナル運営者であることから、運営者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

令和 7 年度大阪港船舶安全支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社東洋信号通信社

3 随意契約理由

大阪港船舶安全支援業務は、大阪港へ入出港する船舶及び工事等の作業に伴う全ての船舶の航行安全を確保するため、「船舶運航支援業務」、「運航調整業務」及び「航行安全情報提供業務」を一体として実施する業務である。

「船舶運航支援業務」は、大阪港港湾施設の管理運営を効率的かつ円滑に遂行するために、大阪港における入出港船舶の動静等の情報を把握し、大阪港に入出港する船舶に対し、国際 VHF 無線電話等を使用して、入出港スケジュール、他船行き会い情報、その他の必要情報を提供する業務である。「運航調整業務」は、平成 13 年から始まった新島建設工事に伴い、大関門付近等での行き会いを防止するため、必要に応じ運航時刻の調整を行う業務である。

「航行安全情報提供業務」は、利用者に対して大阪港内における工事情報の周知・広報を行う業務である。

これらの業務は、平成 24 年度までは、それぞれ別個に実施してきたものであるが、平成 25 年度からは、各業務を相互に連携させて情報提供を一元化させることにより、正確な情報を迅速に提供するとともに事業費を削減することができるよう、一体の業務として実施している。

本業務を遂行するためには、365 日 24 時間体制で情報の窓口を確保する必要があるとともに、船舶の動静を正確に把握した上で、入出港予定時刻の変更等に対して的確かつ迅速に連絡調整を行うことができる能力を有することが必要である。

大阪港においては、平成 25 年度から令和 3 年度まで 9 年間事後審査型制限付一般競争入札を行ってきたが、すべて 1 者のみの入札となっていることから、契約手法の検討を行うため市場調査を行った。当該業務は 3 つの業務から成り立っており、うち、船舶運航支援業務に必要となるポータルラジオ局は、全国に 33 局あり、そのうち 28 局において上記事業者が各港湾管理者より業務を受託しており、他 5 局については、地元事業者が 1 者あたり 1 局、小樽・石狩港では 2 局を 1 者で受託している状況である。これら事業者は、小規模かつ地元企業であることから、到底大阪港の業務を受託できる体制にない。

よって、大阪港において当該業務を受託する能力・経験を有する者は当該事業者のみであることがわかった。

入札結果及び事業者ヒアリングの結果などを勘案し、大阪港及び大阪港以外の国内主要港における船舶の動静を 365 日 24 時間体制で網羅的に把握することが可能であり、前港・次港等からの情報を含めた正確な情報にもとづいて大阪港内を航行する船舶等に的確かつ迅速な連絡調整を行う能力を有する唯一の事業者であることから随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課

1 案件名称

令和7年度南港 L 岸壁及び天保山岸壁における船舶給水業務委託(単価契約)

2 契約の相手方

有限会社コスモ商運

3 随意契約理由

本業務は、受注者が南港 L 岸壁及び天保山岸壁において、本市が設置した船舶給水施設及び本市から受注者に貸与した給水器具を用いて、当該岸壁に係留する船舶に給水業務を行うものである。

給水業務は、受注者が船舶乗組員あるいは船舶代理店から給水申請を電話・メール・FAX等により受付した後、船舶の離岸までに実施することとなる。そのためには、給水申請の受付体制及び常時給水業務に従事できる作業員の確保が必要となるが、給水申請は定期的に発生するわけではなく、給水業務のためだけに作業員を確保することは非効率的であるため、船舶の離着岸に必要な綱取りの作業員が給水作業を実施することが最も効率がよく、過去に本市直営で給水していたときも綱取りに従事する職員が給水作業を実施していた。

大阪港において綱取り作業を実施する事業者は他に1社（根拠資料参照）あるが、綱取りの作業員であったとしても人員を常時確保することが困難であり、受注は困難との回答が得られたため、本業務を実施することができるのは上記業者のみである。

以上の理由により上記業者と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

1 案件名称

令和7年度夢洲コンテナ車両待機場所及び夢洲コンテナ車両待機場仮設トイレし尿収集運搬業務委託(単価契約)

2 契約の相手方

ミザック株式会社

3 随意契約理由

本業務は、当局事業活動に伴い発生するし尿を収集運搬し適切に処理する業務である。

本市において、し尿収集運搬を行う場合は、本市のし尿収集運搬許可が必要であり、その許可を有する事業者はすべて大阪府衛生管理協同組合に加入している。

大阪府衛生管理協同組合は、し尿収集運搬業務を含む浄化槽清掃業務の共同受注等を目的として設立され、環境局が直営で行っていたし尿収集運搬業務を民間委託へ移行した時から、業務の受注を行う取りまとめ窓口として運営されており、各事業者の履行能力や履行場所などについて考慮したうえで大阪市内全域における担当事業者を配置している。

よって、大阪府衛生管理協同組合への照会によって回答のあった事業者が、本業務を履行可能な唯一の者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

1 案件名称

夢咲トンネル監視システム運用保守業務委託(長期継続)

2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本案件は、夢咲トンネルの咲洲側及び夢洲側のトンネル坑口部(出入口)に設置した監視カメラを使用した監視システムの運用保守を行うものである。

本監視システムは、夢咲トンネルの咲洲側及び夢洲側のトンネル坑口部(出入口)に設置した監視カメラから得られる画像から、AI(人工知能)がリアルタイムで画像解析を行い歩行者自転車進入検知、交通量計測を行うものである。

本監視システムは監視カメラから得られた情報を AI(人工知能)が画像解析を行い、歩行者検知等を行うものであるが、AI(人工知能)の画像解析をあたっては、キャリブレーション(機器の調整作業)と呼ばれる検知エリア及び境界値の設定作業を行う必要がある。キャリブレーション(機器の調整作業)の設定作業は本監視システムの検出精度(未検出や誤判定をできる限り少なくする)を高く保つための重要な作業である。

キャリブレーション(機器の調整作業)の設定作業は、カメラの画角や照明の有無等の道路環境を考慮し、どの範囲を検知エリアとすることが最適か判断する必要がある。そこには一定以上の AI 及び画像解析技術に関する知見が必要になり、その判断には本監視システムのシステム構築したアプリケーションや監視カメラ等のハードウェアの性能を細部まで把握していることが求められる。

また、本監視システムは、監視カメラ映像の状態及び気象条件、時間帯(昼間、夜間)の違い等、複数の要因が絡み合うことにより、事象の未検出や誤判定が発生する可能性が想定される。未検出や誤判定などの原因究明にあたっては、ソフトウェアに関する内容に加え、監視カメラや AI(人工知能)などのハードウェア側での原因も想定されることから機器点検も合わせて一括で運用保守を行うことで管理責任が明確になり、本監視システムの安定した運用が図られるものである。

よって、本監視システムで使用するアプリケーションやカメラ等のハードウェアの性能を詳細まで把握しているシステム構築業者が保守を的確に行うことできる唯一の業者である。以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 施設課(施設管理)

随意契約理由書

1 案件名称

船舶動静システム NACCS 更改改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所

3 随意契約理由

大阪港を利用する事業者は、大阪港独自のシステムである大阪港湾局 EDI システム又は国土交通省が運用するシステムである NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) を通じて係留施設使用許可の申請を行う。船舶動静システムは大阪港湾局 EDI システムや NACCS を通じて行われた申請を受け付けるシステムである。本件は NACCS の更改にあたり、NACCS と船舶動静システムの連携に支障がないようにする必要があるため、システムの改修及び動作確認を行う業務である。

船舶動静システムは、令和 6 年 1 月に株式会社日立製作所により再構築しており、令和 11 年 3 月 31 日までその運用保守も併せて委託をしている。そのため、他事業者に委託すると、不具合が生じた場合に責任の所在が曖昧になるおそれがある。

以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 海務課（海務）

1 案件名称

令和7年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その2）

2 契約相手方

阪九フェリー株式会社

3 随意契約理由

本事業は、より多くの方々に大阪港・堺泉北港に親しみ、フェリーの魅力を感じていただく機会作りと両港で運航する内航フェリーの利用促進を目的に、各港のフェリーターミナルを発着港として運航している大型フェリーを発注者の貸切船として運航する「大阪湾クルーズ」を実施するものである。

実施については、府市共同事業として各港で1回ずつ行うことから、堺泉北港において、本件の受注が可能となる船社は、泉大津フェリーターミナルを使用する「阪九フェリー（株）」のみである。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部事業戦略課